

お知らせ《 information 》

下北地域県民局県税部からのお知らせ～不動産取得税（県税）の軽減制度について～

平成23年12月課税分からコンビニエンスストアで納めることができるようになります。
ただし、税額が30万円を超える場合は、銀行・郵便局などで納めていただきます。

不動産取得税は、土地や家屋を取得した時に一度だけ課税される県の税金です。軽減制度として次のものがあります。

1 住宅の取得についての軽減制度

- ・新築（未使用の建売住宅等を含む）で床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅（以下「特例適用住宅」といいます）を取得した場合、最高1,200万円（「特例適用住宅」であり、「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から平成24年3月31日まで取得した場合は1,300万円）が価格から控除されます。
- ・一定の条件を満たす中古住宅（以下「既存住宅」といいます）を取得した場合、住宅が新築された時期に応じて最高1,200万円が価格から控除されます。

※既存住宅の条件

- ・取得者が自ら居住するものであり、床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- ・次のア、イのいずれかに当てはまること
 - ア 新築後の経過年数が20年（軽量鉄骨造以外の非木造住宅は25年）以内であること
 - イ 平成17年4月1日以降の取得で、①または②に当てはまること
 - ① 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること
 - ② 新耐震基準に適合していることが証明されたものであること

2 住宅用土地の取得についての軽減制度

次のいずれかの要件に当たる場合には、法律で定める金額が税額から減額されます。

- ア 土地を取得した日から3年以内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合
- イ 土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合
- ウ 土地を取得した日前後1年以内にその土地の上にある既存住宅を取得した場合

なお、これらの軽減を受けるためには申告が必要となります。詳しくは、『下北地域県民局県税部課税課』（☎22-8581 内線207、208）までお問い合わせください。

暮らしと電気安全～スイッチやプラグが熱くなっていませんか～

スイッチやコンセント、プラグやコード等が使用中に熱くなる原因は、電気の使いすぎか、スイッチやコンセント、プラグ等の接触不良が多いようです。

そのまま使用していると、過熱して火災の原因になることもあります。

最寄りの電気工事店または家電販売店に相談してください。

※大型の電気器具は、使用中にコンセントやプラグが多少温かくなることはあります。



水資源サービス課よりお知らせ

平成23年10月6日実施いたしました水道水水質検査結果は別表のとおりです。また、水質検査結果につきまして質問やご意見がございましたら役場（上水道グループ）までご連絡願います。

TEL 27-2111

検査依頼先：社団法人 青森県薬剤師会衛生検査センター

別表：平成23年10月6日実施水道水水質検査結果

採水年月日	天 候			気 温	水 温	採水場所	検査判定	
23年10月6日	前日	曇	当日	雨	14.8℃	16.5℃	大平滝浄水場	水質基準に適合
23年10月6日	前日	曇	当日	雨	14.0℃	13.6℃	岩屋浄水場	水質基準に適合
23年10月6日	前日	曇	当日	雨	15.0℃	15.4℃	野牛浄水場	水質基準に適合

※定期検査のほかにも上水道グループ職員が毎日、各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できる様に維持管理しております。